

第 73 号議案

字の区域の変更について

次のとおり字の区域を変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 28 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

編入される区域		編入する字
字	区 域	字
豊後大野市 清川町宇田枝 字山ギワ	2106 の 1	豊後大野市 清川町宇田枝 字神ノ浦
豊後大野市 清川町宇田枝 字畑ケ中	字上ノツル 2049 の 13、2051 の 3、2057 の 2、2057 の 3、2057 の 7、2057 の 8 及び字橋ノ元 2052 の 4 に隣接する道路である市有地の一部並びに字橋ノ元 2062 の 7、2063 の 4、2069 の 1、2069 の 2、2075 の 1、2076 の 1、2076 の 2 に隣接する道路である市有地の全部	豊後大野市 清川町宇田枝 字橋ノ元
豊後大野市 清川町宇田枝 字上ノツル	2036 の 3、2036 の 5、2036 の 6 の一部、2036 の 7、2037、2049 の 1 の一部、2049 の 2、2049 の 3、2049 の 4、2049 の 5、2049 の 6、2049 の 7、2049 の 8、2049 の 9、2049 の 10、2049 の 11、2049 の 12、2049 の 13、2051 の 1、2051 の 2、2051 の 3、2052 の 1、2052 の 2、2052 の 3、2057 の 1、2057 の 2、2057 の 3、2057 の 4、2057 の 5、2057 の 6、2057 の 7、2057 の 8 及びこれらの区域に隣接介在する道路である市有地の一部	豊後大野市 清川町宇田枝 字橋ノ元
豊後大野市 清川町宇田枝 字上ノツル	2036 の 6 の一部、2049 の 1 の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路である市有地の一部並びに 2037 に隣接する道路である市有地の一部	豊後大野市 清川町宇田枝 字平川

豊後大野市 清川町宇田枝 字平川	2286 の 1 に隣接する道路である市有地の全部	豊後大野市 清川町宇田枝 字上ノツル
豊後大野市 清川町宇田枝 字井ノ山	2321 の 1、2321 の 3、2321 の 4 及びこれらの区域に隣接する水路である市有地の全部	豊後大野市 清川町宇田枝 字平川

#### 提案理由

県営水田畑地化推進基盤整備事業宇田枝地区津留工区の土地改良事業の竣工に伴い、字の区域を変更する必要があるため、この案を提出するものである。